

新旧対照表

○神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例施行規則

新	旧
<p>1 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号。以下「条例」という。）第1項第7号に規定する同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>	<p>1 神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年神奈川県条例第22号。以下「条例」という。）第1項第7号に規定する同項第1号から第6号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>